

令和7年度大洲市都市公園等における営業等に関する要領

1. 目的

この要領は、本市の都市公園等（以下「公園」という。）において、公園利用者の利便性を向上させ、公園の利用促進及び魅力向上を目的として営業等に関して必要な事項を定めるものである。

2. 対象公園

販売を許可する公園は、別表「対象公園一覧」のとおりとし、営業場所は、営業を希望する期間において、市が定めた場所(別紙のとおり)とする。

3. 適用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該公園内でイベント等の予定がある場合は除くものとする。また、イベントや地域行事等が急遽決定した場合、出店を取りやめていただくことがある。

4. 営業日数

1回の申請で、1カ月間の範囲内で営業できるものとする。（延長する場合は、再度申請が必要）

5. 営業時間

- (1) 営業時間は、9時から17時までとする。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。
- (2) 営業時間は準備、片付け及び周辺の清掃を含めた時間とし、営業時間終了までに原状回復を行うものとする。
- (3) 営業時間内であっても、公園管理者が公園の管理上、当該土地の使用を必要とするときは、営業を行う者（以下「利用者」という。）の利用を中止することとする。

6. 販売品目

販売品目は、酒類を除き、公園利用者の便益に寄与するものとする。

7. 申請資格

- (1) 申請者は、市内に住所を有する個人、法人又は任意団体
- (2) 屋外営業において公的機関の発行する営業許可証が必要な場合、それを有する個人、法人又は任意団体
- (3) 保健所の指導に従い適切な衛生管理ができる者
- (4) 法人若しくは任意団体及びその代表者又は個人が次に掲げる事項

に該当しないこと。

- ①制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- ②破産者であって、復権していない者
- ③懲役又は禁錮の刑に処され、その執行が終わっていない者
- ④禁固以上の罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑤申込業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けた者
- ⑥集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められた者
- ⑦税金等を滞納している者
- ⑧暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者
- ⑨政治性及び宗教性のある利用者
- ⑩公序良俗に反する者及び各種法令に違反している者
- ⑪公園の円滑な運営に支障を来す者又はそのおそれのある者

8. 使用料

使用面積は 15m²（1 区画 3m×5m 程度）とし、利用者は使用料として、使用面積に応じた使用料（大洲市都市公園条例別表 3）を許可の際に支払うものとする。

なお、使用料は、原則還付をしないものとするが、許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用をすることができなくなった場合、市長は、その使用料の全部又は一部を免除または還付する場合がある。

○計算方法

使用面積（15m²）×使用単価（1 平方メートル当たり 37 円）×使用日数

※使用日数が一箇月未満の場合、消費税がかかる。

9. 許可条件

営業に当たっての許可条件等は、次の各号のとおりとする。

- （1）営業は、許可された範囲で行うこと。
- （2）火気器具等を使用する場合、営業日までに所管消防署に「露店等の開設届」を提出すること。
- （3）火気を使用する場合には、消火器等を準備し、防火対策を行うこと。
- （4）営業決定後、営業する権利を他人に譲渡又は委託しないこと。
- （5）食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。
- （6）ゴミ箱を設置し、営業により生じたゴミは回収して全て持ち帰ること。

- (7) 営業に際し、公園内の電気設備、排水設備及び水道設備を使用しないこと。(必要な場合は利用者が用意すること。)
- (8) 排水、汁物及び油類の廃棄は厳禁とする。
- (9) 公園施設を汚損させないように留意し、汚損させた場合は、利用者の負担において原状回復を行うこと。
- (10) 営業に起因する事故及び苦情は、利用者の責任において解決し、公園管理者に報告すること。
- (11) PL 保険（生産物賠償責任保険）等に参加していること。
- (12) 災害、疫病の流行等により公園の管理上特に必要があると認める場合は、許可の変更や取消をする場合がある。
- (13) 営業中に当条件を満たさない等により許可を取り消すことがある。この場合において利用者に損失が生じてても、市は一切補償しない。また、利用者は市に対し一切補償の請求は行わないこととする。
- (14) 営業時には、必ず店頭に大洲市公園施設設置許可書を掲示すること。
- (15) 営業中に大きなBGM等の音量は出さないこと。
- (16) 雨天等により出店を中止する場合は、事前に連絡すること。
- (17) 公園の管理上支障がある場合または応募者多数の場合は許可できないことがある。
- (18) その他不明な点については、市担当者と協議すること。

10. 申請方法

- (1) 申請は、大洲市公園施設設置許可申請書の提出によるものとし、次に掲げるものを添付すること。また、1つの申請で、1つの公園の複数出店も可能とする。
 - ①営業において必要な公的機関の発行する営業許可証の写し
 - ②営業内容が分かる資料
 - ③位置図
 - ④保険証書の写し
- (2) 申請受付期間
申請受付は、営業予定日の1カ月前（先着順）から、原則営業予定日の2週間前までとし、該当の日が土日祝日の場合は、その後の開庁日から申請を受け付けることとする。なお、許可までに時間を要するため、余裕をもって申請すること。
- (3) 受付先
大洲市役所 都市整備課 都市計画係
メールアドレス：toshiseibika@city.ozu.ehime.jp
電話番号：0893-24-1719

11. 販売実績の報告

公園の利活用について、市が今後の参考とするため、許可期間終了後、10

日以内に市へ販売実績（販売数量）の報告を行うこととする。

（別表）対象公園一覧

対象公園	出店場所	出店可能区画数
肱川緑地畑の前河川敷広場	別紙のとおり	1 2
ふれあいパーク	別紙のとおり	6